



図版3 歌川貞秀筆「甲越川中嶋大合戦図」山梨県立博物館蔵

改印から見る錦絵

—「甲越川中嶋大合戦図」を中心として—

松田 美沙子

はじめに

山梨県立博物館が所蔵する歌川貞秀（一八〇七〜七八？）筆「甲越川中嶋大合戦図（図版3）」は、大判錦絵三枚続が主流であるなか、九枚もの錦絵が連なった作例である。ここでは甲斐の武田信玄（一五二一〜七三）と越後の上杉謙信（一五三〇〜七八）によって繰り広げられた、第四次川中嶋合戦^①の様子が表されている。しかしながら、この九枚の錦絵全てが同じタイミングで刊行されたものではないことは、錦絵上に捺された改印から読み取れる。この点については、山梨県立博物館開館十周年記念特別展『武田二十四将—信玄を支えた家臣たちの姿—』^②のコラムにて既に触れているが、本稿において横浜絵などに見られる同様の事例も列挙したうえで、改めて考察を巡らせるものとする。

一、「甲越川中嶋大合戦図」に見られる改印

改印とは、幕府への批判など不都合な内容が表されていないかどうか検閲を受けた上で、問題ないと判断された際に錦絵などに捺された印のことである。なおこの改印であるが、作品がいつ頃作られたものであるか、制作年同定の際

に度々活用されている^③。

改印制度が機能するのは寛政の改革以降であり、石井研堂氏の『錦絵の改印の考証』によると、その捺された印の種類から第一〜八期に分けられている^④。極印が単印で使われていた時期や、名主印単印・両印の時代など、改印として捺された印の種類がその時期ごとに異なるため、作品に見られる改印がどのような形態の印であるのかを突き詰めることにより、その制作年を容易に知ることが可能となる^⑤。とりわけ、嘉永五年（一八五二）以降の幕末から明治の頭にかけては、名主印と年月印、改印と年月印などの違いはあれど、検閲が成された年月がわかる年月印が安定して捺されることになり、より詳細な制作年の同定を行うことができる^⑥。なお、今回取り上げる「甲越川中嶋大合戦図」は、検閲を受けた年月まで読み解くことのできる作品である。ついては、本作に捺された改印を見ていきたいと思うが、その前に本作にどのような場面が描かれているのか等を確認した上で、全体の構造を示しておきたい。

山梨県立博物館で登録されている本作の資料名は、「甲越川中嶋大合戦図」である。しかしながら、実際にこの題目が記されているのは一番右手にある錦絵のみであり、狭義の意味でいえば、本タイトルが課される部分はこの九枚揃いの錦絵の内、右の三枚だけになるだろう。そう断言できる根拠として、右から四枚目の錦絵には「川中嶋（図1）」、一番左にあたる所には「真田昌幸筑



図1 右から四枚目錦絵題目部分

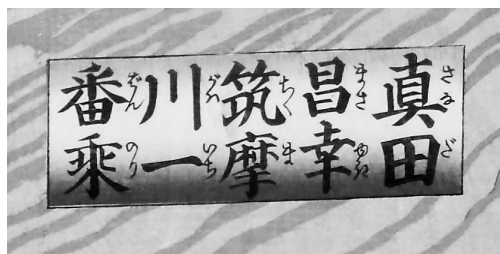


図2 一番左錦絵題目部分

摩川一番乗」の題目が見られ(図2)、それぞれ三枚ずつの固まりで、独立した題目が付されていることが読み取れるからである。つまり、九枚並べなくとも、大判錦絵三枚続の作品が三点連なっているものとして、成り立つ構造になっているのである。

もちろん題目だけでなく、描かれている内容を見ても、三枚で独立するような形になっていることがわかる。先述のとおり、本作には第四次川中島合戦の様子が描かれているが、「甲越川中嶋大合戦図」と記された右の三枚には、信玄と謙信の一騎打ちの場面が表されている。この一騎打ち自体は実際にはなかったと考えられているが、川中島合戦を錦絵で描く際に定番の場面であり、他の錦絵でも題材として多く取られている。次に中央の「川中島」と題された三枚続きだが、ここには両軍入り乱れて戦う様子が描かれている。この戦いのなか討死した山本菅助(一五〇〇?~一五六二)をはじめ、山県昌景(?~一五七五)など、武田方の武将が画面を多く占めるような構成になっているが、右三枚で

見られたような川の描写はあまりなく、またタイトルも「川中島」とシンプルなものである。

最後に一番左手の「真田昌幸筑摩川一番乗」とされた作例である。第四次川中島合戦において、武田方は全軍をふたつに分け、妻女山に布陣する上杉方を挟撃する戦法を取った。しかしながら本作戦は上杉方に察知され、逆に武田方が攻撃されてしまうが、戦いの最中武田の別動隊が戻り、上杉軍は撤退したといわれている。この別動隊がちょうど戻り、千曲川を超えようとする場面が本作には描かれている。画面左手には武田方の真田昌幸(一五四七~一六一一)が、右手にはそれを迎え撃とうとする上杉方の直江兼続(一五六〇~一六一九)が対峙する形で表され、さらに激しい戦いの火ぶたが切って落とされるその瞬間が、巧みな筆さばきで捉えられているのである。

このように、九枚並べなくとも三枚ずつの固まりで、画面として成立するような体裁となっていることがわかる。

次に本作に捺された改印について確認していきたい。なお、本作は年月改三字の単印時代の作例、つまり刊行年の「十二支」・「月」・「改」の文字がひとつの印に収められた一印のみが捺される形である。さて、その改印を確認してみると、九枚とも「十二支」のうち「未」の文字が確認できるところから、「己未」であった安政六年(一八五九)の制作とわかる。しかしながら、注目すべきはその検閲を受けた「月」の部分である。

「甲越川中嶋大合戦図」と題された一番右手の三枚に捺された改印であるが、「未七改」の文字

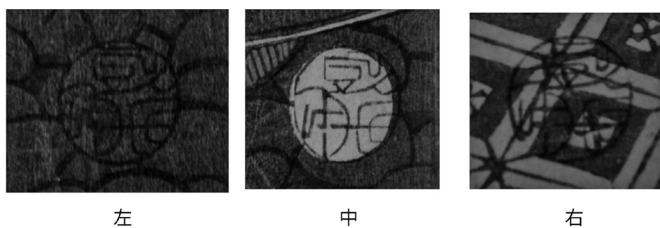


図3 「甲越川中嶋大合戦図」改印

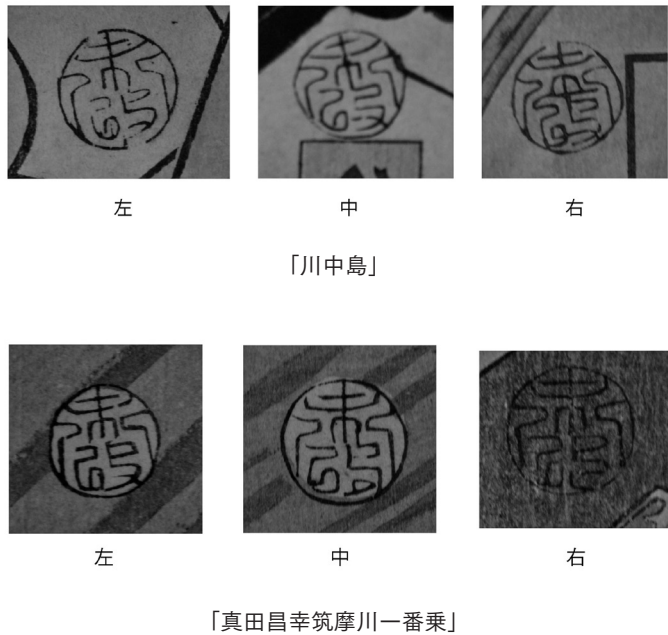


図4 「川中島」「真田昌幸筑摩川一番乗」改印

が読み取れる(図3)。よって、本作は安政六年の七月に検閲を受け、刊行されたことになる。しかしながら、残りの「川中島」と「真田昌幸筑摩川一番乗」に捺された改印には「未八改」の印が捺されていることから(図4)、翌八月に検閲を受けたことになり、「甲越川中嶋大合戦図」より少し遅れて作成されたことがわかる。

推測の域は出ないが、まず第四次川中嶋合戦を描く際の定番ともいえる、信玄・謙信の一騎打ちを題材として、大判錦絵三枚続となる右の三枚が刊行された。本作が好評だったことから、さらに同合戦を題材にした前作に繋がる大画面の作例をという話になり、翌月残りの錦絵が企画されたのではないだろうか。

ここで、左三枚の題目が記された場所に注目していただきたい。「真田昌幸筑摩川一番乗」と入れられているのは、画面左下である。通常のこの手の三枚続が作られる際は、右上、もしくは三枚続の中央の真上に題目が入れられることが多い。そうした中で、本作は明らかに右にも続きの作品がくること、続きものであることを意識した上で、題目が左下に入れられているように感じられないだろうか。

ただし、この「真田昌幸筑摩川一番乗」と「甲越川中嶋大合戦図」が直接繋がることはなく、大判錦絵六枚続の作例とはならなかった。おそらく、この両者をこのまま繋げてしまうと武田方の大将である信玄の真後ろに上杉方の直江兼続が配置される形となってしまう、構図が続き物として適切ではなかったからではなからうか。よって、両雄一騎打ちの場面と、別動隊が駆け付けたドラマティックな画面の間に、八幡原において両軍入り乱れて戦う様を挟んだ上で画面を繋げ、九枚続の大作としたのだとここでは仮定する。

なお、本作が出される十二年前、天保十三年(一八四二)六月には、遊女らを題材とすること、歌舞伎役者の似顔・名前などを錦絵内に入れ込むことなどが禁止された、出版統制がなされている。同年十一月には、重ね摺りの回数を七八回までとした上で、手の込んだ彩色や高額で売買することを禁止したほか、錦絵を三枚以上繋ぎ合わせたものが禁止されている^⑧。しかしながら、弘化三年(一八四六)には役者絵が復活し、また嘉永年間(一八四八〜五四)ともなると華美な作例も多く出回るようになり、統制自体がなし崩しとなってしまう^⑨。よって、本作が出された頃には、大判錦絵六枚続などの大画面の作品も生み出されており、本作のように九枚続のものがあつたとしても不思議ではないのである。

ただし、本作にいたっては三枚ずつ個別の題目がつけられることによって、全図集めずとも右三枚、中三枚、左三枚と、どこか三点セットを保有してい